

～助成金コラム(第8回)～



キャリアアップ助成金に新たな制度 「短時間労働者労働時間延長支援コース」が追加されました。

平素より当所の業務推進につきまして、格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
今回はキャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」を取り上げます。
この制度は、いわゆる『**年収の壁対策**』に取り組んだ事業主に助成されるものです。

1、この制度が目指すもの

- (1) 非正規雇用労働者に新たに**社会保険を適用させる**とともに、労働者の労働時間延長や賃金の増額等の取組により**労働者の収入を増加させ**た事業主に助成する制度です。
- (2) 『年収の壁対策』に取り組むことで、労働者にとっては**年収の壁を意識せずに働く**ことができ、**社会保険に加入することで処遇改善**に繋がります。
- (3) また、**事業主にとって、人手不足の解消**に繋がります。
- (4) 以前より、「年収の壁・支援強化パッケージ」で「**106万円の壁**」の対応策として「**社会保険適用時処遇改善コース**」がありました。一方で「**130万円の壁**」についても、手取りの減少による働き控えを解消し、壁を意識せずに働くことのできる環境作りを求める声がありました。そのため今回新たに「短時間労働者労働時間延長支援コース」が登場しました。

2、助成の内容

1年目の取り組み

※小規模企業とは常時雇用する労働者が30人以下の事業主を指します

週所定労働時間の延長		賃金の増額	1人あたりの助成額		
			小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上		—	50万円	40万円	30万円
4時間以上5時間未満	and	5%以上増額			
3時間以上4時間未満	and	10%以上増額			
2時間以上3時間未満	and	15%以上増額			

2年目の取り組み

労働時間を 更に 2時間以上延長	or	基本給を 更に 5%以上増額、 または昇給・賞与もしくは退職金制度の適用	+25万円	+20万円	+15万円
----------------------------	-----------	--	-------	-------	-------

3、注意するところ

- (1) 対象労働者は、**社会保険の加入日の6か月前の日以前から継続して雇用**され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた方です。
- (2) 事前に「**キャリアアップ計画書**」を**提出**する必要があります。
ただし、「社会保険適用時処遇改善コース」のキャリアアップ計画書を提出していた場合は、このコースの計画書や変更届の提出は必要ありません。

支給要件等の詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。